

プレストレストコンクリート（PC）橋架設工事に係るセーフティ・アセスメントについて

63. 3. 7 基発第 136 号

建設業における労働災害を防止するためには、施工中の安全衛生対策の充実を図ることはもとより、これに先んじて仕事の工程、機械、設備等についての危険性を事業者自らが事前に評価し、その安全衛生対策を施工前に検討しておくことが肝要である。

このため、従来から、設計、計画段階における企業内での事前評価の実施促進を図るため、事前評価手法の開発に努めてきたところであるが、今般、労働省内に設置した「プレストレストコンクリート（PC）橋架設工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針検討委員会」からPC橋架設工事における事前評価の手法等についての検討結果が報告され、本省においては、この報告に基づき、別添1のとおり「プレストレストコンクリート（PC）橋架設工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針」をとりまとめた。

については、関係事業者において本指針の趣旨が徹底され、実効あるセーフティ・アセスメントが実施されるよう指導するとともに、労働安全衛生法第88条第4項に基づく計画の届出について審査をする際等に活用されたい。

なお、別添2のとおり、関係団体に対し、本指針の普及徹底を図るよう要請したので了知されたい。

（別添1 略）

別添2

基発第136号の2

昭和63年3月7日

各団体の長あて

労働省労働基準局長

プレストレストコンクリート（PC）橋架設工事に
係るセーフティ・アセスメントについて

建設業における労働災害の防止につきましては、平素から格段の御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今般、労働省ではプレストレストコンクリート（PC）橋架設工事の安全性をより高めるため、別添のとおり「プレストレストコンクリート（PC）橋架設工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針」を定めました。

つきましては、貴会におかれましても、本指針の趣旨を十分理解され、会員各位への普及徹底方よろしくお願いいたします。

送付先

建設業労働災害防止協会

(社) 全国建設業協会

(社) PC建設業協会

(社) 日本土木工業会

(社) 日本道路建設業協会

(社) 日本建設業団体連合会

(社) 日本鉄道建設業協会